

栄東まちづくり協議会・委員会

平成 31 年 5 月 9 日 18:30～
栄東まちづくり協議会会議室

議題：

1 栄東まちづくり協議会の会議(意思決定)に関する制度の検討

(1) 協議会の行政側職員の役割、立場について

(2) 総会と委員会の二重構造について

(3) 栄東女子大小路ビル協会と栄東発展会の委員会、総会の議席配分について

* 栄東まちづくり協議会規約の抜粋 別紙 1

2 その他

* 今後の日程

栄東まちづくり協議会規約(抜粋)

(会員)

第4条 協議会の会員は、別表1及び別表2のとおりとする。

別表1(第4条関係)

以下の団体の代表を会員とする。

団 体 名	老松第二町内会
南武平町北部町内会	老松第三町内会
南武平町南部町内会	老松第四町内会
南久屋町内会	老松第五町内会
月見町内会	老松第六・第七町内会
新栄西部町内会	栄東まちづくりの会
宮出町西部町内会	栄東発展会
西瓦町発展会	栄東女子大小路ビル協会

別表2(第4条及び第10条関係)

所 属	役 職
総務局	総合調整部総合調整室長
市民経済局	地域振興部地域振興課長
住宅都市局	リニア関連都心開発部主幹(栄)
緑政土木局	中土木事務所長
中区	区政部地域力推進室長

(委員)

第10条 委員は、次の構成とする。

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 栄東発展会の代表(町内会・自治会の代表) | 3名(別表3) |
| (2) 栄東まちづくりの会の代表 | 1名 |
| (3) 栄東女子大小路ビル協会の代表 | 1名 |
| (4) 会長が推薦し、委員会の承認を得た者 | 若干名 |
| (5) 名古屋市職員 | 5名(別表2) |

別表3(第10条関係)

団体名	委員数
南武平町北部町内会	1
南武平町南部町内会	2
南久屋町内会	
月見町内会	
新栄西部町内会	
宮出町西部町内会	
西瓦町発展会	
老松第二町内会	
老松第三町内会	
老松第四町内会	
老松第五町内会	
老松第六・第七町内会	